

## 大分大学再入学規程

平成24年3月21日制定

### (趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号。以下「学則」という。）第37条及び大分大学大学院学則（平成16年規則第9号。以下「大学院学則」という。）第31条に規定する再入学に関し必要な事項を定める。

### (出願資格等)

第2条 再入学を出願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学則第45条又は大学院学則第37条により退学した者
- (2) 学則第46条第4号若しくは第5号又は大学院学則第38条第4号若しくは第5号により除籍された者
- (3) 学則第46条第2号、第3号及び第6号並びに大学院学則第38条第2号、第3号及び第6号により除籍された者のうち、特別な事情があると学部又は研究科（以下「学部等」という。）が認めたもの

2 再入学は、1回に限るものとし、退学又は除籍後から起算する、学部等で別に定める年限内に限り志願できる。ただし、前項第2号に該当する者の当該期間は5年を超えることができない。

3 第1項第2号に該当する者は、除籍時に未納であった入学科相当額又は授業料相当額（以下「未納入学科等相当額」という。）を出願時に納付しなければならない。

### (再入学出願手続)

第3条 再入学を志願する者（以下「再入学志願者」という。）は、次の各号に掲げる所定の書類に大分大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年規則第91号。以下「費用規程」という。）に規定する検定料を添えて、再入学を希望する学期の開始2か月前までを期限として学長に願出しなければならない。

- (1) 再入学志願書
- (2) 再入学理由書
- (3) 履歴書

2 前条第1項第2号に該当する者が再入学を志願する場合は、前項の手続に加えて、未納入学科等相当額を納付しなければならない。

### (再入学の時期)

第4条 再入学の時期は、原則として毎学期の開始時とする。

### (再入学者の選考)

第5条 教授会等は、必要に応じて再入学志願者の学力試験、面接等により選考を行う。

(再入学手続及び再入学許可)

第6条 選考の結果、合格通知を受けた再入学志願者は、指定の期日までに所定の手続を行うとともに費用規程に定める入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の再入学手続を完了した者に対し、再入学を許可する。

(再入学者の修業年限)

第7条 再入学者の修業年限は、学部等の定めるところによる。

(再入学者の在学期間及び休学期間)

第8条 再入学者の在学期間及び休学期間は、学部等の定めるところによる。ただし、退学又は除籍前の大分大学における在学期間又は休学期間を合算して、学則第16条、学則第43条、大学院学則第14条又は大学院学則第35条に定める期間を限度とする。

(再入学者の単位の認定)

第9条 再入学者の既修得単位の認定は、学部等の定めるところによる。

(授業料)

第10条 再入学者の授業料は、再入学年次の在学者に係る額と同額とする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (平成24年規程第19号)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 大分大学再入学内規(平成16年8月11日制定)は、廃止する。